

公立大学法人敦賀市立看護大学
令和 7 年度 年度計画

令和7年度 年度計画

第1 令和7年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 令和7年度計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

(2) 教育研究上の基本組織

敦賀市立看護大学に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

看護学部看護学科

大学院看護学研究科

助産学専攻科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果・内容に関する目標を達成するための措置

＜看護学部看護学科＞

- ① 2022年度に開始したカリキュラムの課題を検証し、改善を進める。
- ② カリキュラムの移行に適切に対応するため、教務委員会と学生支援委員会が情報交換を密に行い円滑な運営を図る。
- ③ 看護の実践にあたっては、常に倫理的視点をもてるよう指導する。
- ④ 専門教育では、グループワークを重視した授業により学生の考える力を育てる。特に実習においては、学生相互の意見交換を重視し、対象を理解して適切な看護を創造する能力を養う。
- ⑤ 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」の改正内容と「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正動向を注視した上で、新カリキュラムの検討を開始する。
- ⑥ 学生が一般教養を学ぶ意味を理解し、主体的な学びが実現するよう指導する。
- ⑦ ディプロマ・ポリシーに沿って一般教養、専門基礎及び看護専門科目の講義内容を確認・精査し、カリキュラムの運営にあたる。また、教育の充実を図るため、学生の学習状況などの情報を把握し、教育的かかわりを深める。
- ⑧ 看護の実践力を養うため、患者シミュレーション教材を使用した教育を充実させるとともに、学生の患者シミュレーターの積極的な活用を促す。
- ⑨ 実習（学内）において、既存のシミュレーターや動画配信システム、モデルを活用した教育の効果を検討し、必要に応じて充足を図る。
- ⑩ 「看護キャリアゼミ」を通して、学生が大学で学ぶ意味を明確にするとともに、卒業後のキャリア選択やそのために必要な学習について理解を深められるよう支援する。
- ⑪ 「看護キャリアゼミ」で学習するスタディスキル及びキャリアデザインの内容と到達レベルを各看護領域が把握した上で実習指導を行う。

- ⑫ 2022 年度カリキュラムで基礎看護実習 I の開講時期を 1 年後期より前期に変更した効果を検証する。
- ⑬ ロールプレイング、グループワーク、ディスカッション等のアクティブラーニングを各看護領域において積極的に取り入れる。
- ⑭ 国際化社会に対応するため、英語及び中国語の授業を通して、外国語によるコミュニケーション能力を育成する。
- ⑮ 英語の授業においては、実践的な英語コミュニケーション能力を高めるため、英語でのスピーチやプレゼンテーション及びエッセイライティングを積極的に取り入れる。また、プレゼンテーション実施時には PowerPoint の積極的活用を促す。
- ⑯ 情報科学、統計処理、保健統計学等の授業を通して、ICT 活用能力、情報活用力及びコンピュータリテラシーを身に着けることができるよう支援する。
- ⑰ 学期別のガイダンス等で、情報モラル、セキュリティについての指導を行う。
- ⑱ 海外語学研修の参加学生による公開報告会（プレゼンテーション）を開催し、研修での学びを一層深めるとともに他の学生の研修への参加を促す。
- ⑲ 学内講義、演習及び臨地実習において医療現場の ICT 化への対応について学びを深める。
- ⑳ 基礎看護学実習の事前学習に模擬電子カルテを活用して、実習施設での電子カルテの取り扱いに備える。
- ㉑ 引き続き、実習記録の提出等に学内 LMS を活用する。
- ㉒ 看護学実習記録のデジタル化について、実習施設のインフラの整備状況を踏まえつつ、情報セキュリティポリシーに基づき安全性を協議した上で、ICT を活用した学習を進める。
- ㉓ 地域・在宅ケア研究センター、救急・災害看護研究センター等の事業に学生・教職員が積極的に参加することで地域貢献と地域と連携した研究等の発展を図る。
- ㉔ 学生の教育の場として地域・在宅ケア研究センター及び救急・災害看護研究センターを積極的に活用する。

<大学院看護学研究科>

- ① 入学時ガイダンスにおいて、看護学研究科で学ぶ意義及び学ぶ姿勢について説明し、履修方法、科目概要の説明を含めた個別指導を行うことで、学生個々の履修計画が達成できるよう支援する。
- ② 学生がより広い学術的視野を得られるよう、引き続き他分野の教員からも指導が受けられる体制を整える。
- ③ 入学生が各自の研究課題に一致した看護学分野と研究指導教員を選ぶことができるように、大学院案内冊子及びホームページに研究主担当教員全員の研究テーマと研究領域を掲載する。また、副担当教員についても、研究領域を掲載する。
- ④ 研究科に在籍する教員全員が研究担当教員となり、特に指導教員は責任をもって学生を指導する。

- ⑤ 学生が自己の研究課題や臨地の課題解決能力を高められるよう、各分野の演習において、臨床現場や地域・在宅ケア研究センター及び救急・災害研究センターの事業に参加し、看護職や教員と意見交換する機会を設定する。
- ⑥ 指導教員は、学生の論文作成の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて履修計画の見直しを助言する。また、研究指導計画を学生と共有し、計画的かつ効果的な学習を支援する。
- ⑦ 社会人学生が大学院で学ぶことを支援するため、学生の就労状況に応じて、講義や演習の日程及び方法について柔軟に対応する。
- ⑧ 認定看護管理者認定審査受験を目指す学生に対しては、特別研究の論文内容に看護管理に関する視点を取り入れるよう指導を行う。

<助産学専攻科>

- ① 助産師にとって必要な知識や基本的技術を習得し、妊婦健診や分娩介助の際に適切に活用できるように指導する。
- ② 周産期だけではなく、思春期から更年期以降の女性の健康状態及び健康上の課題を理解し、必要に応じて保健指導や健康教育が行えるよう指導する。
- ③ ME 機器を用いた検査結果から、胎児発育経過及び分娩経過の把握ができるように指導する。
- ④ 施設及び市町村が開催する母子保健事業などに参加し、学習を深め、地域における妊娠期間中の女性への指導が行えるように指導する。
- ⑤ 看護基礎教育課程での経験が少ない学生に対して、主体的に学習し、臨地での実施を行えるように、学内講義・演習において指導する。
- ⑥ 実習で受け持った事例をもとに、研究的視点に立ってまとめ、発表する過程を経験できるように指導する。
- ⑦ 実習で技術面だけに意識が向きがちな学生に対して、事例研究をまとめる必要性和対象者の持つ課題を分析するなどの準備を行う大切さを指導する。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- ① 教員の資質向上を目指して授業方法の改善や実習指導をテーマとした FD 研修を実施する。
- ② 学生による授業評価アンケートを実施し、その集計結果を大学ホームページに公開する。また、結果を各教員にフィードバックするとともに、各教員からの学生へのメッセージ提示を推進する。
- ③ 授業評価アンケート集計結果の推移を、教学 IR システムを活用して全教員と共有し、学生の理解度や学習意欲向上に結び付けられるよう検討する。
- ④ 授業公開を促進し、教員が相互に学び合う機会とする。
- ⑤ 学外 FD 研修への参加を奨励する。
- ⑥ 卒業生を対象に、本学カリキュラムの教育効果等を調査し、教育内容や授業改善に活用する。

- ⑦ 教職員や委員会等の適切な役割分担を行うとともに共に、教員と事務職員が相互に協力して業務改善に取り組む。
- ⑧ 2024 年度作成の実習科目評価アンケートの活用と結果の分析を通して、実習環境・内容の改善に取り組む。
- ⑨ 各看護領域の抱える実習施設との調整上の課題を共有し、改善に取り組む。
- ⑩ 臨地実習指導者会は、講演(話題提供)のみではなく、全領域における学修成果を共有できる機会を設定する。また、開催時期についても再検討する。
- ⑪ 学生の学習環境の向上並びに教員の教育・研究支援のため、図書及び雑誌、視聴覚資料、データベース等の質的な充実を図る。
- ⑫ 図書館サポーター活動を通して学生の視点を図書館運営に取り入れ、利用しやすい図書館の環境づくりを行う。
- ⑬ 企画展示やイベント等を行い、図書館利用の促進を図る。
- ⑭ 図書館における利用者サービスを充実させ、利用者の利便性の向上を図る。
- ⑮ 学生や教職員の意見を踏まえて、教育環境の充実に資する施設整備計画を検討し、優先度の高いものから順次実施する。

(3) 学生支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学年担任を中心にガイダンスや個別面接を実施し、学生生活の相談支援を行う。特に生活環境が大きく変化する 1 年生に対しては、全学生に個別面接を行う。
- ② 学生支援委員会と教務委員会が連携を取りながら学生に適切な履修指導を行う。
- ③ 学生生活実態調査を実施し、学生支援の充実のために活用する。その結果を大学ホームページで公開する。
- ④ 学生を対象にした安全な生活環境づくりのため各種講座を実施する。
- ⑤ サークル活動や大学祭など学生生活への支援を行う。
- ⑥ カウンセラーを配置し、より気軽にカウンセリングを受けることができる環境を整備する。
- ⑦ 個々の学生の問題について学年担任、実習指導教員、卒業研究担当教員、保健管理室その他委員会が適宜連携し、相談支援にあたる。
- ⑧ 保健室に看護職の配置を行い、学生の健康問題に対応する。
- ⑨ 国、福井県、敦賀市等の修学支援制度について、説明会の開催、掲示、メール等による学生への周知徹底及び対象者並びに希望者に対する申請等の支援を行う。
- ⑩ 日本学生支援機構の奨学金や医療機関、自治体等の奨学金について情報提供を行うとともに、奨学金の貸与額や返還制度に関する説明会の開催や個別の支援を行う。
- ⑪ 国家試験に向けて学生が主体的に取り組めるよう、学習環境を整え、適切な学習リソースを整備する。
- ⑫ 学年担任及び卒業研究担当教員が連携し合い、国家試験学習の相談支援を行う。
- ⑬ 「看護キャリアゼミ」(1・2 年生)の講義を通して、卒業後のキャリア形成を考える能力を獲得できるようにする。

- ⑭ 就活ガイダンス（３年生）においてキャリア講座を実施するなど、学生のキャリア形成に資する情報提供を行う。
- ⑮ 就活ガイダンスにおいて近隣の医療施設による説明会を実施し、学生がニーズに合った情報を効率的に得る機会を提供する。
- ⑯ 学年担任及び卒業研究担当教員が連携し合い、学生の就職活動の相談支援を行う。

（４）学生の確保に関する目標を達成するための措置

- ① 県内外の高校への進学説明会や業者主催の進学相談会について、過去の相談件数や内容等を踏まえ、より効果的な PR 方法を検討した上で、全学体制で積極的に参加する。
- ② 県内外の進学塾・予備校に対する広報活動を継続する。
- ③ 公開授業及び高校への出張講義を通して、高校生等への PR を図る。
- ④ Web オープンキャンパス及びオンライン進学相談会を用いた情報発信をさらに充実させ、受験生の確保を図る。
- ⑤ オープンキャンパスを開催するにあたり、より高校生のニーズに合う企画内容及び開催方法を検討する。
- ⑥ 教育内容や学生生活の様子がより伝わりやすいようにホームページや大学案内を更新・作成し、積極的に情報を発信する。
- ⑦ SNS での情報発信について検討する。
- ⑧ 地域の進学状況、志願状況、入学状況等を分析し、その結果を考慮して、ターゲットとなる高校等への効果的なアプローチを行う。
- ⑨ 高校訪問やオープンキャンパスの場を活用して、高校との意見交換会及び進路指導教員との面談を実施する。
- ⑩ オープンキャンパス、広報誌等を通じて実習施設、就職先（病院・診療所、保育所、老健施設等）を紹介するとともに実習施設や在学生・卒業生の声も反映させ、進路に関する情報を分かりやすく発信する。
- ⑪ 各入試区分の定員の適性化を図る。
- ⑫ 引き続き、学生の入学後の成績と入試選抜方法との関連について分析し、入試制度の適性化を検討する。
- ⑬ 2026 年度以降の一般入試における大学入学共通テストの科目選択（情報Ⅰ）の取り扱いについて、科目の重要度、他大学の取り扱い等の動向を見極め、検討する。

２ 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究の成果・内容に関する目標を達成するための措置

- ① 2024 年度の研究業績を集積し、ホームページ上で公開する。
- ② JAIRO Cloud を活用して本学リポジトリを運用し、本学のジャーナルを公開する。
- ③ リサーチマップの活用を促進し、効率的な研究成果の集積及び発信を行う。
- ④ 地域・在宅ケア研究センター等の事業を通して、住民の健康生活に関するニーズを把握する。

- ⑤ 地域住民の健康課題の解決に向けた研究を推進する。
- ⑥ 地域住民が参加しやすいように、地域内の行事日程も把握した上で、健康講座の開催時期を調整する。
- ⑦ 災害時における避難や健康問題に関する地域課題を探究するための調査を継続して進める。
- ⑧ 災害時医療救護活動に関する協議会などに参加する。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

- ① 科学研究費助成金に関する制度変更等の情報を収集し、教員に提供する。
- ② 外部資金獲得に向けた学内研修会を検討する。
- ③ 各種助成金等の公募情報を大学ホームページに掲載し、周知する。
- ④ 科研費等の申請手続きの事務的支援を行う。
- ⑤ 研究倫理の遵守に努めるとともに、研究サポート体制の強化のため、研究倫理審査委員会を年6回開催する。
- ⑥ 必要に応じて研究倫理審査申請書の見直しを行う。
- ⑦ APLINe ラーニングの修了について全教員に対して調査を行い、全教員の修了達成を目指す。
- ⑧ 利益相反審査を含めた倫理審査の適切な運用並びに研究倫理に関する研修等を通して、研究倫理を遵守する。
- ⑨ 利益相反に関する APRINe ラーニング研修や、全学的な研修会を計画して実施する。
- ⑩ 2024 年度に改正した要綱及び手引きに基づき、研究者が競争的研究費の申請を円滑に行えるよう支援する。また、要綱等の更なる見直しを行い、申請者の利便性の向上を図る。
- ⑪ 競争的研究費配分審査委員会において、研究目的と研究費の使途に疑義が生じたものについては、申請者から直接説明を求めるなどして確認を行い、適正かつ合理的な配分審査を行う。
- ⑫ 競争的研究費で購入した機材・物品等を、大学所有の他の機材・物品等と合わせて事務局が一元的に台帳管理することで、研究終了後も研究者が必要に応じて利用できるよう整備する。
- ⑬ 看護大学健康講座や出張講演等を通して情報収集を強化して地域社会のニーズを把握する。
- ⑭ 教員の専門分野を地域課題の解決に向けて情報発信し、地域と大学が共同して課題解決に取り組める体制の構築に取り組む。
- ⑮ 研究成果のジャーナルへの投稿を積極的に推進する。
- ⑯ 教員がリサーチマップを活用して、自らの研究成果を集積し、発信できるよう支援する。
- ⑰ 研究報告会を開催し、研究や実践活動について意見交換を行う。

- ⑬ 学生の興味関心を高めるために、研究報告会等への積極的な参加を促すとともに、参加しやすい環境を整える。

3 地域貢献・国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 健康講座及び出張講演を通して地域貢献に努める。
- ② 看護大学健康講座で地域・在宅サポート隊の意見を反映した企画を実施し、住民との積極的な交流を図る。
- ③ 地域・在宅サポート隊養成講座を実施し、学生のセンター事業への参加を支援する。その際、学生の学年が偏らないよう配慮する。
- ④ 科目等履修生、聴講生の受け入れを行う。
- ⑤ 地域の看護職者に対して、福井県看護協会との共催による「看護研究方法論講座(看護研究研修会(基礎編・実践編)・看護研究グループ指導)」を実施し、研究支援を行う。臨床と大学との共同研究の推進を目指す。
- ⑥ 学生及び地域住民を対象とした自然災害や原子力災害等の教育機会を企画する。
- ⑦ 敦賀市等の自治体、関係機関、学会等及び地域の諸団体からの要請を受け、人材派遣を積極的に行い、地域の諸機関等との連携を図る。
- ⑧ 地域からボランティアの要請を受けた際には、学生ポータル等を利用して速やかに学生へ情報発信し、自主的で積極的な学生の参加を促す。
- ⑨ 地域住民と交流する機会を設定し、学生・教職員の地域活動への参加を促す。
- ⑩ 大学の活動を紹介する広報誌「すずかけ」を発行する。
- ⑪ 広報誌「すずかけ」を大学の後援会会員に送付することで、保護者等に学生の大学生活や地域住民との交流について情報を発信する。
- ⑫ 医療施設説明会等を通して、近隣医療機関の看護職(卒業生を含む)と学生が交流する機会を設ける。
- ⑬ 学生の地域医療への関心を高めるために、地域の保健医療に関する情報を学生に分かりやすく発信する。
- ⑭ 地域の防災訓練時や大学行事等(大学祭等)を活用して、大学が災害時の避難所であることを市民及び学生に周知する。
- ⑮ 災害発生時、教職員が救援・支援等に協力できるよう、日頃から関連病院、消防署等との連携を図るとともに、訓練及び研修会に参加する。
- ⑯ 感染対策を含めた被災者救援・支援等に関する知識と意識向上を図る。
- ⑰ 災害時の課題を想定して、自治体や関係機関との連携推進を図る。

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ① 海外のナースプラクティショナーから現地の実際を学び、国際社会における看護の実情について見識を深める。
- ② 海外語学研修において看護の研修内容の充実を図る。

- ③ 研究成果の国際学会での発表を積極的に推奨する。また、国外の学術誌への投稿料等の支援を積極的に行う。
- ④ 海外語学研修について、学生の意見も参考に、研修内容の充実に取り組む。また、適切な委託事業者を選定し、安心安全な研修を実施する。
- ⑤ 留学に関する日本学生支援機構等の奨学支援制度などの情報提供を行う。
- ⑥ 海外語学研修と英語の単位互換について、研修の内容を踏まえて検討する。

第3 大学運営に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 組織体制に関する目標を達成するための措置

- ① 週1回の常勤理事及び管理職によるミーティングを継続する。
- ② 教職員及び委員会等の意見が適切に審議され、大学運営に反映されるよう、適切に業務運用を行うとともに、更なる改善を図る。
- ③ 教授会や委員会の合同会議等を通して教職員が情報共有を円滑に行い、各委員会間の連携を図る。
- ④ 大学教育の質向上や大学運営に関するFD・SD研修を企画開催する。
- ⑤ 公立大学協会主催の研修・セミナーをFD・SD研修に活用し、積極的な参加を促す。
- ⑥ 公立大学教職員研修システム(eラーニング)を教職員に周知し、活用を促す。
- ⑦ 各教員の研究能力及び質を高めるため、知識や情報のアップデートに関するFDの企画を行う。

(2) 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ① 理事会、経営審議会及び研究倫理審査委員会に学外者を起用し、透明性・公開性・公平性等を確保した大学運営に努める。
- ② 教員の裁量労働制について、本人の同意確認を行うことを前提として継続する。
- ③ 大学の教育研究の質の向上を図るため、自己点検・自己評価表等で役員及び教職員の業績を適正に評価する。
- ④ 教職員の採用は、本学規程に基づき、ホームページ等により条件等を明示して公募を行う。
- ⑤ 財務面並びに年齢層等のバランスを考慮した上で教員6名の採用を目指す。
- ⑥ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用を行う。
- ⑦ 2026年度以降に向けて、中長期的な視点で年齢、職位、分野等のバランスを考慮した採用計画を策定し、教員採用活動を行う。

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

- ① 研究の活性化のため、科研費の積極的な申請を促すとともに、研究活動を行いやすい環境の整備に取り組む。

- ② 科研費の新規申請件数について、大学全体で8件以上を目指す。
- ③ 学生への様々な支援を通して退学、休学、留年等を最小限に留める。

(2) 経費の適切な使用に関する目標を達成するための措置

- ① デジタル技術を積極的に取り入れるとともに、既存のシステムを活用し、業務の効率化及び利便性の向上に取り組む。
- ② 省電力対策として、空調管理システムを導入する。
- ③ 予算編成に当たっては、理事長、理事、事務局長による査定を行う。
- ④ 予算執行に当たっては、委員会、教員、事務職員が夫々の立場から適正に執行する。

(3) 安定した大学運営に関する目標を達成するための措置

- ① 自己収入の確保及び外部資金の獲得を積極的に進め、限られた財源を効果的・効率的に配分し円滑な大学運営が行われるよう取り組む。
- ② 公立大学法人に求められる内部統制事項と本学の現状を点検し、不足がある場合は速やかに対応を検討する。
- ③ 第3期中期目標期間に向け、安定した大学運営、教員研究の質の維持・向上を図るため、中長期的な財務運営の計画を策定する。
- ④ 第2期中期目標期間中の施設設備等の整備計画に基づき、前中期目標期間繰越積立金等を財源とした事業を実施する。

3 自ら行う点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- ① 大学認証評価の結果及び法人評価の結果を踏まえ、教育研究活動及び業務運営の改善を図る。
- ② 18歳人口の減少に伴う大学進学者の減少など、これまでにない厳しい社会情勢を迎えるにあたり、教育研究及び大学運営の維持・発展に資する、実効性のある第3期中期計画及び業務達成指標を作成する。
- ③ 2026年度からの地方独立行政法人法上の年度計画の廃止に対応するため、第3期中期目標及び中期計画を軸にした、年度毎の自己点検・評価の仕組みを新たに構築する。
- ④ 地域の医療人材育成の将来像を見据え、財務運営や人材配置等のバランスも考慮し、適切な教育課程について検討を進める。
- ⑤ 分娩数が減少している社会情勢の中、人口規模の小さな嶺南に位置する本学が助産師養成課程を継続し得るかということについては、財政上の観点も含めた課題がある。助産師養成のあり方について、検討を進める。

4 広報・情報公開に関する目標を達成するための措置

- ① 教員の研究活動や地域貢献活動、学生の各種活動など、本学をPRできる情報を迅速に収集し、大学ホームページでタイムリーに発信する。
- ② 大学案内、広報誌等を市内各所に配布・設置し、地域住民へ情報を発信する。

5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

(1) 施設・設備の整備及び活用に関する目標を達成するための措置

- ① 第3期中期目標期間に向け、学生や教職員の意見を踏まえて、教育環境の充実に向けた施設整備計画を検討する。
- ② 施設整備のためのチェックリストを作成し、確認作業を行う。
- ③ 大学の施設・設備を、授業等に支障のない限り貸し出すほか、図書館や学生食堂についても地域住民の利用に供する。
- ④ 敦賀市指定避難所としての機能性を高めることを考慮した上で施設整備を進める。
- ⑤ 災害対応及び避難所運営に関する物資や備蓄品の整備を行う。
- ⑥ 敦賀市避難所運営マニュアルに基づき、市担当者と避難所開設時の連絡体制等について確認・調整を行う。想定される災害の種類を踏まえた上で、避難所の課題を整理し、改善策を検討する。

(2) 危機管理等に関する目標を達成するための措置

- ① 危機管理マニュアルの冊子を適宜見直し、学生に配布し訓練・指導に活用する。
- ② 災害時の事業継続計画（BCP）に基づく訓練を行う。
- ③ 学生及び教職員を対象とした全国瞬時警報システム（J-アラート）を利用した訓練への意識づけを高める。
- ④ 教職員の労働衛生環境を確認し、職場環境の改善と健康の保持増進に取り組む。
- ⑤ 夏季休暇と年休取得日数の増加のため案内を行う。
- ⑥ 学内の感染症予防に努める。
- ⑦ 定期健康診断、抗体価検査、予防接種等を実施することにより、学生の健康管理を行う。
- ⑧ 保健室に看護職の配置を行い、学生の健康問題に対応する。【再掲】
- ⑨ カウンセラーを配置し、より気軽にカウンセリングを受けることができる環境を整備する。【再掲】
- ⑩ 情報セキュリティの確保のため、教職員、学生に向けた注意喚起を行う。
- ⑪ 緊急連絡網を更新し、緊急時の連絡をスムーズに行えるよう訓練を行う。
- ⑫ 災害時の事業継続計画（BCP）について、実行性における課題を検討する。
- ⑬ 災害対応及び避難所運営に関する物資や備蓄品の整備を行う。【再掲】
- ⑭ 教職員全員を対象とした情報セキュリティの知識・技術の獲得と意識向上に向けた研修を実施する。
- ⑮ 情報システムの担当職員を対象とした情報システムに関する専門的な研修の機会を設ける。

6 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算（令和7年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	613
運営費交付金	418
施設整備費等補助金	0
授業料等収入	164
受託研究等研究収入及び寄付金収入等	0
補助金等収入	27
雑収入	4
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
支出	613
教育研究経費	111
一般管理費	53
人件費	449
施設整備費	0
受託研究等研究費及び寄付金事業費等	0
臨時損失	0

(2) 収支計画 (令和7年度)

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	619
経常費用	619
業務費	556
教育研究経費	107
受託研究等経費	0
人件費	449
一般管理費	48
雑損	0
減価償却費	15
臨時損失	0
収益の部	613
経常収益	613
運営費交付金収益	418
施設整備費補助金収益	0
授業料収益	140
入学料収益	19
検定料収益	5
受託研究等収益	0
補助金等収益	27
雑益	4
物品受贈益	0
その他収益	4
臨時利益	0
純利益	▲6
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	▲6

(3) 資金計画（令和7年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
資金支出	613
業務活動による支出	605
投資活動による支出	0
財務活動による支出	8
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	613
業務活動による収入	613
運営費交付金による収入	418
授業料、入学料及び検定料収入	164
受託研究等収入	0
寄附金収入	0
補助金等収入	27
雑収入	4
投資活動による収入	0
補助金等収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	0

7 短期借入金の限度額

1 億円

想定される理由

運営費交付金の受入れ時期と資金需要との時間差及び事故の発生等により緊急に必要な
となる対策費として借り入れることが想定される。

8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

9 剰余金の使途及び積立金の処分に関する事項

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上、施設整備、組織運営の改善
に充てる。

10 施設及び設備に関する計画

なし